

令和4年9月湖西市議会定例会

# 議 案 書



# 議案一覧表

(令和4年9月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 49 号	湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 50 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 51 号	令和4年度湖西市一般会計補正予算(第4号)
議案第 52 号	湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 53 号	湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 54 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第 55 号	令和4年度湖西市一般会計補正予算(第5号)
議案第 56 号	令和4年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 57 号	令和4年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 58 号	令和4年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 59 号	令和3年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 60 号	令和3年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 61 号	令和3年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案番号

件

名

議案第 62 号 令和 3 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 63 号 令和 3 年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について

議案第 64 号 令和 3 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第 65 号 令和 3 年度湖西市病院事業会計決算認定について

日程第 1

会議録署名議員の指名

9 番            楠    浩   幸

10 番           佐 原 佳 美

令和 4 年 8 月 29 日

湖西市議会議長 馬 場    衛

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 9 月 28 日までの 31 日間とする。

令和 4 年 8 月 29 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第 49 号

湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 菅沼 泰久

議案第 50 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること  
について

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 落合 進



## 令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,366 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,376,872 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,875,819	14,366	4,890,185
	2 国庫補助金	2,475,157	14,366	2,489,523
	歳入合計	25,362,506	14,366	25,376,872

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,491,439	14,366	2,505,805
	3 戸籍住民基本台帳費	110,068	14,366	124,434
	歳出合計	25,362,506	14,366	25,376,872

第2表 債務負担行為補正  
追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額
令和4年度コンピュータシステムリース料 (追加分)	令和5年度～令和6年度	743

## 議案第 52 号

### 湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 6 年湖西市条例第 20 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成 6 年湖西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「15,800 円」を「16,100 円」に改め、同条第 2 号中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

第 6 条中「23,360 円」を「23,800 円」に改める。

第 9 条及び第 10 条中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改める。

第 13 条及び第 14 条中「525 円」を「541 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 53 号

### 湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年湖西市条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年湖西市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

第 2 条第 3 号イに次のように加える。

（ア） その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当して

する育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該

育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日と異なるときは、そのいずれかの日) ) の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) 後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合 (当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号

中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。



## 議案第 54 号

### 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 の表中「

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく認定申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の住宅性能評価書又は同法第 6 条の 2 第 3 項の確認書を添付する場合（住宅を新	一戸建ての住宅	1 戸につき	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定により申し出る場合は、建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に
		一戸建ての住宅以外 の住宅	1 棟当たりの申請に係る戸数（以下この項において「申請戸数」とい	

	築する場合に限る。)	う。)が		関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
		1戸のもの		
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき26,000円	
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき42,000円	
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書を添付する場合(住宅を新築する場合を除く。)	一戸建ての住宅		1戸につき22,000円	
	一戸建ての住宅以外	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき22,000円	
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき38,000円	
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	1棟につき61,000円	
その他の場合(住宅を新築する場合に限	一戸建ての住宅		1戸につき52,000円	
	一戸建	1棟当た	1棟につき	

	る。)	ての住宅以外の住宅	りの申請戸数が 1 戸のもの	52,000 円	
			1 棟当たりの申請戸数が 1 戸を超え 5 戸以下のもの	1 棟につき 118,000 円	
			1 棟当たりの申請戸数が 5 戸を超えるもの	1 棟につき 187,000 円	
	その他の場合 (住宅を新築する場合を除く。)	一戸建ての住宅		1 戸につき 77,000 円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1 棟当たりの申請戸数が 1 戸のもの	1 棟につき 77,000 円	
			1 棟当たりの申請戸数が 1 戸を超え 5 戸以下のもの	1 棟につき 176,000 円	
			1 棟当たりの申請戸数が 5 戸を超えるもの	1 棟につき 280,000 円	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条	住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1	一戸建ての住宅		1 戸につき 12,000 円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律
		一戸建	1 棟当た	1 棟につき	

第 1 項の規定に基づく変更認定申請	項の住宅性能評価書又は同法第 6 条の 2 第 3 項の確認書を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	ての住宅以外の住宅	りの申請に係る戸数（以下この項において「申請戸数」という。）が 1 戸のもの	12,000 円	第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により申し出る場合は、建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
			1 棟当たりの申請戸数が 1 戸を超え 5 戸以下のもの	1 棟につき 21,000 円	
			1 棟当たりの申請戸数が 5 戸を超えるもの	1 棟につき 34,000 円	
	住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 3 項の確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		1 戸につき 17,000 円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1 棟当たりの申請戸数が 1 戸のもの	1 棟につき 17,000 円	
			1 棟当たりの申請戸数が 1 戸を超え 5 戸以下のもの	1 棟につき 30,000 円	
			1 棟当た	1 棟につき	

		りの申請 戸数が 5 戸を超え るもの	49,000 円
その他の場合 (住宅を新築す る場合に限 る。)	一戸建ての住宅		1 戸につき 31,000 円
	一戸建 ての住 宅以外 の住宅	1 棟当た りの申請 戸数が 1 戸のもの	1 棟につき 31,000 円
		1 棟当た りの申請 戸数が 1 戸を超え 5 戸以下 のもの	1 棟につき 67,000 円
		1 棟当た りの申請 戸数が 5 戸を超え るもの	1 棟につき 107,000 円
その他の場合 (住宅を新築す る場合を除 く。)	一戸建ての住宅		1 戸につき 45,000 円
	一戸建 ての住 宅以外 の住宅	1 棟当た りの申請 戸数が 1 戸のもの	1 棟につき 45,000 円
		1 棟当た りの申請 戸数が 1 戸を超え 5 戸以下 のもの	1 棟につき 99,000 円
		1 棟当た	1 棟につき

		りの申請 戸数が 5 戸を超え るもの	159,000 円	
--	--	------------------------------	-----------	--

」を「

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 7 項までの規定に基づく認定申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の住宅性能評価書又は同法第 6 条の 2 第 3 項の確認書を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	1 戸につき 15,000 円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定により申し出る場合は、建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。	
		一戸建ての住宅以外 の住宅	1 棟当たりの申請に係る戸数（以下この項において「申請戸数」という。）が 1 戸のもの		1 棟につき 15,000 円
			1 棟当たりの申請戸数が 1 戸を超え 5 戸以下のもの		1 棟につき 26,000 円
			1 棟当たりの申請戸数が 5 戸を超え 10 戸以下のもの		1 棟につき 41,000 円
		1 棟当たりの申請戸数が 10 戸を超え	1 棟につき 67,000 円		

		るもの	
住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の住宅性能評価書又は同法第6条の2第3項の確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	1戸につき	22,000円
	一戸建ての住宅以外 の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき 22,000円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき 37,000円
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1棟につき 60,000円
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超えるもの	1棟につき 99,000円
その他の場合 （住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	1戸につき	51,000円
	一戸建ての住宅以外 の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき 51,000円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え	1棟につき 115,000円

		5 戸以下 のもの	
		1 棟当た りの申請 戸数が 5 戸を超え 10 戸以下 のもの	1 棟につき 183,000 円
		1 棟当た りの申請 戸数が 10 戸を超え るもの	1 棟につき 359,000 円
その 他 の 場 合 (住宅を新築す る 場 合 を 除 く。)	一戸建ての住宅		1 戸につき 75,000 円
	一戸建 ての住 宅以外 の住宅	1 棟当た りの申請 戸数が 1 戸のもの	1 棟につき 75,000 円
		1 棟当た りの申請 戸数が 1 戸を超え 5 戸以下 のもの	1 棟につき 172,000 円
		1 棟当た りの申請 戸数が 5 戸を超え 10 戸以下 のもの	1 棟につき 273,000 円
		1 棟当た りの申請 戸数が 10	1 棟につき 538,000 円



			戸を超えるもの		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく変更認定申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の住宅性能評価書又は同法第6条の2第3項の確認書を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		1戸につき 12,000円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
		一戸建ての住宅以外 の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数（以下この項において「申請戸数」という。）が1戸のもの	1棟につき 12,000円	
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき 20,000円	
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1棟につき 33,000円	
	1棟当たりの申請戸数が10戸を超えるもの	1棟につき 51,000円			
住宅の品質確保の促進等に関する	一戸建ての住宅	1戸につき 17,000円			

る法律第5条第1項の住宅性能評価書又は同法第6条の2第3項の確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき17,000円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき29,000円
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1棟につき48,000円
		1棟当たりの申請戸数が10戸を超えるもの	1棟につき75,000円
その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		1戸につき30,000円
	一戸建ての住宅以外	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	1棟につき30,000円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき65,000円
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟につき

		りの申請 戸数が 5 戸を超え 10 戸以下 のもの	104,000 円
		1 棟当た りの申請 戸数が 10 戸を超え るもの	1 棟につき 197,000 円
その他の場合 (住宅を新築す る場合を除 く。)	一戸建ての住宅		1 戸につき 44,000 円
	一戸建 ての住 宅以外 の住宅	1 棟当た りの申請 戸数が 1 戸のもの	1 棟につき 44,000 円
		1 棟当た りの申請 戸数が 1 戸を超え 5 戸以下 のもの	1 棟につき 97,000 円
		1 棟当た りの申請 戸数が 5 戸を超え 10 戸以下 のもの	1 棟につき 155,000 円
		1 棟当た りの申請 戸数が 10 戸を超え るもの	1 棟につき 295,000 円

」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく認定申請及び同法第 8 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 170,390 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,547,262 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

- 第 4 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表 繰越明許費」による。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	地方交付税	120,000	190,665	310,665
	1 地方交付税	120,000	190,665	310,665
15	国庫支出金	4,890,185	57,735	4,947,920
	2 国庫補助金	2,489,523	57,735	2,547,258
16	県支出金	1,456,427	25,831	1,482,258
	2 県補助金	429,176	25,831	455,007
18	寄附金	320,070	1,500	321,570
	1 寄附金	320,070	1,500	321,570
19	繰入金	1,800,491	△201,988	1,598,503
	1 基金繰入金	1,800,472	△248,294	1,552,178
	2 特別会計繰入金	19	46,306	46,325
21	諸収入	554,930	4,647	559,577
	6 雑入	239,616	4,647	244,263
22	市債	2,273,300	92,000	2,365,300
	1 市債	2,273,300	92,000	2,365,300
	歳入合計	25,376,872	170,390	25,547,262

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,505,805	74,557	2,580,362
	1 総務管理費	1,972,394	73,989	2,046,383
	2 徴税費	332,155	172	332,327
	3 戸籍住民基本台帳費	124,434	396	124,830
3	民生費	7,598,268	6,786	7,605,054
	1 社会福祉費	3,520,142	6,786	3,526,928
4	衛生費	6,712,147	2,333	6,714,480
	1 保健衛生費	1,190,521	2,286	1,192,807
	2 清掃費	4,533,857	47	4,533,904
6	農林水産業費	256,877	1,150	258,027
	1 農業費	225,548	1,150	226,698
7	商工費	840,553	8,105	848,658
	1 商工費	840,553	8,105	848,658
8	土木費	2,306,471	43,232	2,349,703
	1 土木管理費	188,110	968	189,078
	4 都市計画費	1,192,197	37,865	1,230,062
	5 住宅費	188,821	4,399	193,220
9	消防費	1,249,447	1,395	1,250,842
	1 消防費	1,249,447	1,395	1,250,842
10	教育費	1,897,129	2,832	1,899,961
	6 社会教育費	289,166	1,610	290,776
	7 保健体育費	324,416	1,222	325,638
11	災害復旧費	1,796	30,000	31,796
	2 公共土木施設災害復旧費	1,560	30,000	31,560
	歳 出 合 計	25,376,872	170,390	25,547,262

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
通信指令装置・消防救急無線整備事業	令和4年度～令和6年度	30,000

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土木災害復旧事業	10,000	証書借入等	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直しの利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
臨時財政対策債	82,000			



第4表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新居斎場進入路整備事業	66,000
8 土木費	2 道路橋梁費	(都)大倉戸茶屋松線整備事業	240,000
	4 都市計画費	工業用地等開発可能性調査事業	62,865

議案第 56 号

令和 4 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,652 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,543,652 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	繰入金	341,582	1,079	342,661
	1 他会計繰入金	319,582	1,079	320,661
7	繰越金	50,000	7,573	57,573
	1 繰越金	50,000	7,573	57,573
	歳 入 合 計	5,535,000	8,652	5,543,652

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	20,129	1,079	21,208
	2 徴税費	6,648	1,079	7,727
9	諸支出金	36,459	7,573	44,032
	2 繰出金	1	7,573	7,574
	歳 出 合 計	5,535,000	8,652	5,543,652

## 議案第 57 号

### 令和 4 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 4 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 66,472 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,383,135 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	2	66,472	66,474
	1 繰越金	2	66,472	66,474
歳 入 合 計		4,316,663	66,472	4,383,135

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7	諸支出金	1,812	66,472	68,284
	1 償還金及び還付加算金	1,811	28,226	30,037
	2 繰出金	1	38,246	38,247
歳 出 合 計		4,316,663	66,472	4,383,135

議案第 58 号

令和 4 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正  
予算（第 1 号）

令和 4 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,461 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 824,461 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	1	19,461	19,462
	1 繰越金	1	19,461	19,462
	歳 入 合 計	805,000	19,461	824,461

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	広域連合納付金	778,490	18,974	797,464
	1 広域連合納付金	778,490	18,974	797,464
3	諸支出金	1,567	487	2,054
	2 繰出金	17	487	504
	歳 出 合 計	805,000	19,461	824,461

議案第 59 号

令和 3 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度湖西市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士



議案第 60 号

令和 3 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳  
出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 61 号

令和 3 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 62 号

令和 3 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入  
歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 63 号

令和 3 年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度湖西市公共下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 議案第 64 号

### 令和 3 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度湖西市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求めるとともに、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度湖西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 65 号

令和 3 年度湖西市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度湖西市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 29 日提出

湖西市長 影 山 剛 士